# 電子納品(デジタル写真管理)特記仕様書

#### 1、適用範囲

本特記仕様書は、綾瀬市発注工事の内、最終成果を電子納品するものに適用する。

#### 2、電子納品

電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「綾瀬市電子納品 (デジタル写真管理)試行基準」「神奈川県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成されたものを指す。

## 3、電子納品実施における管理責任者の設置

受注者は、電子納品を実施するにあたり、電子データの作成、コンピュータウイルス対策に関する管理責任者を設置するとともに、綾瀬市電子納品(デジタル写真管理)確認チェックシートにその旨を記載すること。管理責任者は、電子データの管理に関する十分な知識を有するものとし、データの紛失や改ざん防止のためのバックアップやコンピュータウイルス対策を行うこと。

#### 4、成果品の提出

成果品は、電子媒体(CD-R)に格納して、正副2部提出する。

#### 5、成果品の確認

受注者は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを 確認した後、ウイルス対策を実施すること。

## 6、検査時の対応

完成検査等の検査実施時に使用する機器 (パソコン・モニタ等)は原則受注者が用意するものとするが、事前にどちらが用意するか確認しておく。

また、受注者は、検査員の求めに応じ機器を操作するものとし、検査に際して電子 媒体の内容や閲覧用ソフトの機能を熟知し、円滑な操作ができるもの(操作補助員) を配置するものとする。

上記協議結果及び操作補助員を配置する場合は、綾瀬市電子納品(デジタル写真管理)確認チェックシートにその旨を記載すること。

#### 7、その他

受注者は、本工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を綾瀬市電子納品(デジタル写真管理)確認チェックシートに記載し、打合せ記録簿に添付する。また、その他の内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議しその指示を受けなければならない。